

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	プロセス計算機用タイプにおいて一部（OD用）のタイプにインサービス不可が認められたため、当該タイプを点検・修理	D	
2	2号機	原子炉建屋機密性能検査の検査成績書の確認時、検査成績書添付の検査体制図中の氏名に誤記が認められたため、対応検討	D	
3	2号機	共用期間中検査（重要度分類クラス1機器）の検査成績書の確認時、非破壊検査記録の結果欄の一部にブランクがあることが認められたため、対応検討	D	
4	4号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理系廃液収集タンク、廃液サージタンク液位記録計の計器仕様表記載の警報設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
5	4号機	主蒸気ラインプラグ（定検等停止時使用装置）の作動漏えい試験時、プラグ連結シリンダよりエアリークが認められたため、当該シリンダを点検・修理	D	
6	3号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（C）において、ベント・ドレン受用中間ドレンファンネル下部の腐食部にリーク（にじみ）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	高圧注水系タービン主蒸気止め弁リミットスイッチ用電線管端子箱のねじに外れが認められたため、当該ねじを取付	D	
8	4号機	廃棄物処理系廃液サージポンプの分解点検時、シャフトのオイルシール部に摺動痕が認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	計器設定に関する確認において、燃料プール冷却材浄化ポンプ吸込圧力計他（3台）の計器ヘッド補正值と調査値に相違が認められたため、対応検討	C	
10	5号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（B）の海水出口管二次ベント弁において、シートパス（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機室ストームドレンサンプポンプ（C）の点検時、シャフト・ベアリングブッシュの嵌合値に許容値超えが認められたため、当該部品を交換	D	
12	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）において、吸込配管の詰まりの可能性による回収率の低下が認められたため、当該装置を点検	D	
13	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ出口流量指示スイッチにおいて、本体計装検出配管継手部よりリークが認められたため、当該継手部を点検・修理	D	
14	6号機	計器設定に関する確認において、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器出口導電度記録計の計器仕様表記載の製造番号に相違が認められたため、対応検討	C	
15	6号機	復水前置ろ過器（B）出口流量等の記録計において、ペンの浮き上がりによる出口流量の記録不可が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
16	6号機	計器設定に関する確認において、非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却系サージタンクレベルスイッチの計器仕様表記載の警報水位高さ等に誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで